

3 石見の道づくり

10. 冬期の道路管理

冬期の道路管理の概要

山陰は山陽にくらべて冬期に降雪が多く、特に山間部では積雪の恐れがあり、冬期の交通確保は中山間地域の重要な課題の一つでもあります。国道9号は積雪寒冷地【雪寒地域】も通過しており、降雪、凍結、圧雪、なだれ等の現象によって生じる障害を防止するため除雪・防雪対策を行います。

雪寒地域とは、下記条件の両方又はどちらかの地域に属する所で、浜田河川国道事務所管内は雪寒地域に該当する所があります。

●雪寒地域：

2月の積雪の深さの最大値の累年平均（過去5年以上の間における平均）が50cm以上の地域

●寒冷地域：

1月の平均気温の累年平均が0℃以下の地域



津和野町内での一般国道9号除雪作業



3 石見の道づくり

11. 冬期の道路管理

大雪時の除雪作業のための通行規制

■除雪作業の集中化

浜田河川国道事務所が管理している道路のうち、冬期に大型車等の立ち往生車両が発生する恐れが高い3区間を「大雪時通行止め予定区間」に指定して、大雪時には通行止めを行い、集中的な除雪により、立ち往生車両の発生を防止します。

その他の区間においても、降雪状況等により通行止めを行う場合があります。



江津市内での立ち往生状況



津和野町内での立ち往生状況

3 石見の道づくり

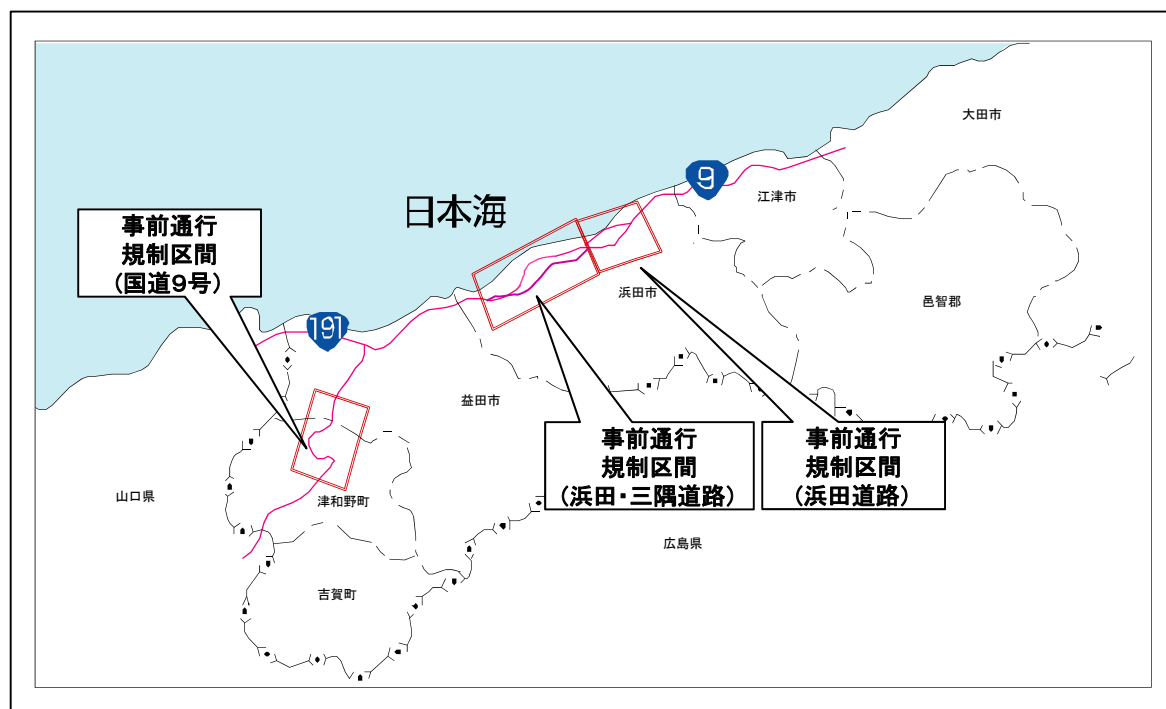
12. 道路の安全確保

道路の事前通行規制について

異常気象時(長雨や豪雨、台風による暴風雨等)において、実際に道路のり面の崩壊や落石等の災害が発生していなくても、道路通行者の安全確保のため、事前通行規制として通行止めを行うことがあります。

浜田河川国道事務所管内では、浜田道路(浜田IC～原井IC)、浜田・三隅道路(原井IC～石見三隅IC)、国道9号(益田市神田町三星～鹿足郡津和野町枕瀬)において、雨量に応じて事前通行規制を行います。

■事前通行規制のある区間の位置



■過去の通行止めの事例

(国道9号において合計7回)

昭和60年6月23日	時間不明
昭和60年7月 6日	4:30～7:30
平成 5年9月 4日	8:15～14:40
平成 7年7月 3日	2:00～14:40
平成 9年7月27日	10:30～翌日19:00
平成25年6月20日	5:10～8:30
平成25年7月28日	13:25～18:00
平成29年7月 5日	8:00～13:40

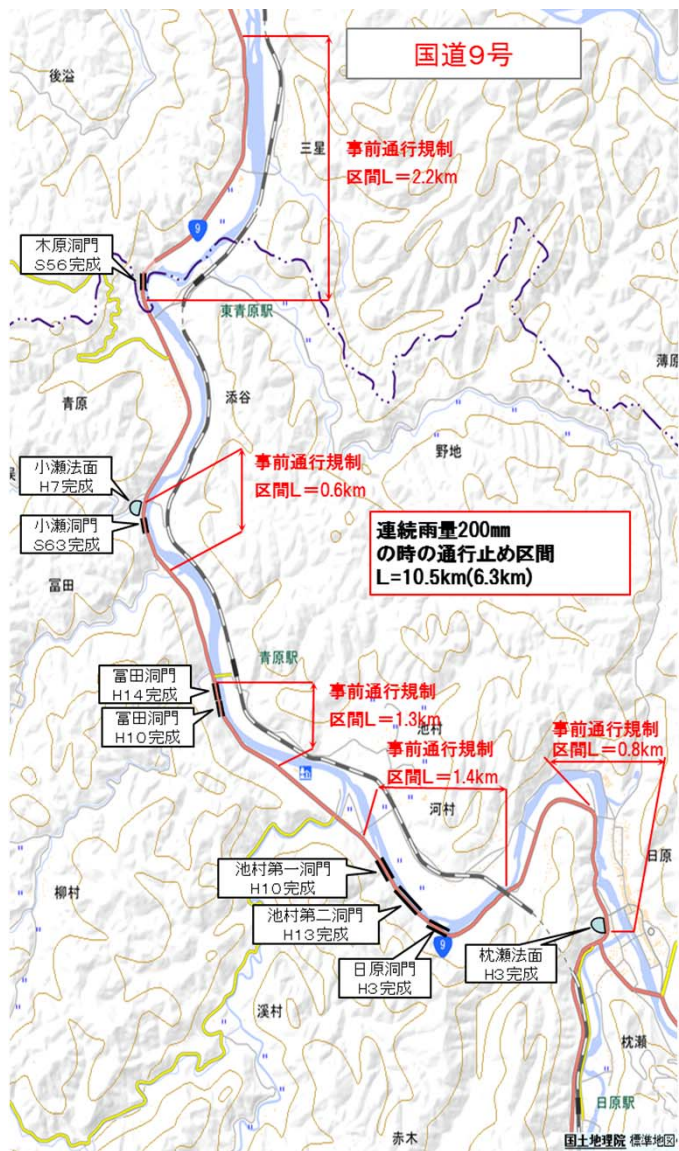
3

13. 道路の安全確保

事前通行規制区間

■津和野町国道9号事前通行規制区間

津和野町内の国道9号では連続雨量200mmになった時に通行止めを行う区間があります。



※国土地理院（電子国土WEB）を複製したものである。



※国土地理院（電子国土WEB）を複製したものである。

■山陰道通行規制区間

山陰道の区間では連続雨量又は、組み合わせ雨量が規定値になった時に通行止めを行う区間があります。